

1. 応急仮設住宅の建設、供給について

- (1) 量の充足、確保もさることながら、仮設住宅の居住問題(居住性、居住環境の整備など)が重要
- (2) 3団体による木造仮設住宅建設、自力仮設住宅建設など多様な建設・供給が必要

2. UR 賃貸住宅と団地の活用について

- (1) 仙台市の UR 賃貸住宅の提供戸数の拡大と活用・位置づけについて
- (2) 花畑団地(足立区)、辻堂団地(藤沢市)などの大量空き家団地への集団移住の可能性

「大震災住宅・居住支援についての緊急要請書」に対する国交省の回答(要旨)―4月25日・26日回答

1. 仮設住宅の建設と居住施策について

(1) 応急仮設住宅の建設地とコミュニティの継続について

災害救助法による応急仮設住宅の建設がすでに開始されているが、その建設地は、できる限り従前居住地に近い安全な場所とすると共に、集落ごとなど従前の人間関係とコミュニティが保持され、復興が継続的に行われるよう十分配慮した建設と供給を行うこと。

また、従前居住地近くに応急仮設住宅を建設できない場合でも、必ず集落・コミュニティ単位でまとまって入居できる仮設住宅団地を建設、供給すること。そして、被災地の地域の実情に合わせた柔軟な仮設住宅の建設にも十分配慮すること。

(2) 甚大かつ広範な被災に対応した仮住居の提供について

(3) 「ケア付き仮設住宅」の建設・供給の重視と居住条件について

仮設住宅の建設にあたっては、多くの高齢者、障がい者、病弱者に対する「ケア付き仮設住宅」の供給を何よりも重視して行うこと。また仮設住宅地(団地)には、医療機関の設置をはじめとして生活利便施設が配置されるよう各方面に要請し、実現を図ること。そして、全財産を失った被災者に対しては、応急仮設住宅の光熱水道料の減免などの措置を講ずること。

(4) 自力仮設住宅建設への支援について

阪神大震災では約5千戸の自力仮設住宅が建設され、その後の復興の力になったように、今回の大震災でも、被災者が従前居住地に自力で仮設住宅を建設し、恒久的な住宅確保へつなげていくことがあり得る。これは、被災者にとっては一番わかりやすい復興で、地域に人が戻り、町の活性化にもつながり、また応急仮設住宅などの必要戸数を低減させる効果もある。こうした自力での仮設住宅建設への補助、支援を、被災者生活再建支援法による支援金支給の拡大・増額を含め、検討し、早急を実施すること。

1. の「仮設住宅の建設と居住施策」についての回答(要旨)

(1)の「仮設住宅の建設地とコミュニティの継続」は及び(2)は、当然の要望でそのように対応したいが、従前居住地に近い場所に建設することは難しい状況もある。こうした要望を意識して建設地を当たっている。「集落、コミュニティ単位」についてもそのように考えるが、ある程度供給数がまとまった建設地、地区で具体化することになる。まずは、要望にもある高齢者や障害者、病弱者の入居を優先している。コミュニティ単位の入居などについては、入居の調整を行うよう地方公共団体に要請している。こうした業務は地方公共団体の健康・福祉部局が行うので、情報提供などを含め対応することになる。

(3)の「ケア付仮設住宅」については、過去に行われた事例もあり、厚生労働省が補助対象にしていくことを既に決定しているので、今後進んでいくのではないかと考えられる。

(4)の「自力仮設住宅建設」は、応急仮設住宅を適用するのか、生活再建支援法を適用するのかの整理が必要ではないかと考えられる。阪神大震災の事例なども考え、どう対応するのか(建築制限もあり)検討する必要があると考えられる。

4. UR(都市再生機構)賃貸住宅の活用と対応施策について

UR賃貸住宅について、貴職は「都市再生機構を通じ、空き室状況の把握を実施」とし、提供可能な空き室を「東北地方15戸、全国2,500戸」とされている(東京都100戸、神奈川県70戸、千葉県250戸、埼玉県230戸など。3月23日現在)。しかし、実際には、この数値を大幅に上回る空き室が存在する。上記の数値には、既存賃貸住宅を10年間で8万戸削減するという「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」(2007年12月策定)の対象となり、現在空き家となっている住宅が含まれていないからである。例えば、東北地方の15戸は仙台市内の住宅であるが、ここでは、約4千戸ある賃貸住宅を半減する計画が進行し、多数の空き室があるにもかかわらず、提供可能としていない。また、首都圏等における実態も同様である。国民の共有財産であるUR賃貸住宅を被災者に提供するためには、上記「再生・再編方針」による住宅削減の実施を直ちに取止めるべきである。特に仙台市のUR住宅の削減方針は即刻撤回すること。そして実施が進行している東京日野市の高幡台73号棟、東京足立区の花畑団地、神奈川県藤沢市の辻堂団地の「再編」は取止め、空き家(計約2千戸)をまとめて居住できるメリットを活かして避難住宅として被災者に提供すること。歴史的な大災害で被災者が苦しんでいるとき、「空き室隠し」ともいうべきことが行われれば、後日批判を招くことは火を見るより明らかであり、熟慮・英断すべきである。

4. の「UR賃貸住宅の活用と対応施策」についての回答(要旨)

要請にある仙台市のUR住宅の活用であるが、震災で現地に入れなかったこともあり、当初活用住宅は15戸ということであったが、その後現地にも入り、4月25日時点で134戸のUR住宅を提供できるようにしている。被災地に貴重な住宅であり、活用を進めていく。具体的には、このURの空き家住宅は仙台市に応急仮設住宅として公営住宅、民間賃貸住宅とともに、借り上げてもらうことで進めている。

仙台市のUR賃貸住宅の空き家は計330戸ほどあるが、耐震改修を行う団地(仙台原町・120戸、柏木1丁目・56戸)があり、それらの居住者の移転先住宅の確保と、仙台長町(84戸)については除却の検討を行っていて、前述のように提供戸数は134戸となっている。今後、耐震改修等が終了すれば提供戸数を当然増やすことになる。「ストック再生・再編方針」との関係では、この方針で当面進めるのではなく、柔軟に対応し、被災者に活用していくということである。団地再生関連で空き家となっているUR住宅は全国で約4万戸(全住宅の5%)ある。この中でかなり手をかけなければいけない住宅もあるが、提供については、前述のように柔軟に対応していきたい。なお、高幡台73号棟の提供はあり得ないが、花畑団地や辻堂団地など、まとまった戸数のある団地では、福島県の被災者などの移住で、当該自治体からの要請があり、受け入れの自治体(団地所在地)が合意できれば、提供は可能と考えられる。こうした動きをまとめてもらえば、対応できるのではないかと考えられる。「ストック再生・再編方針」は10年間の長い期間での方針であるので、これを取止めるということにはならないが、震災対応が重要であると考えられる。

住宅再建に 地元力活用を

東日本大震災では、東北3県(宮城、福島)の太平洋沿岸部を中心に、大津波によって市街地に壊滅的な被害が生じた。被災地では現在、応急仮設住宅の建設が急ピッチで進められているが、今後の復興段階では、被災者の住宅再建をどう進めていくかが大きな課題になる。この計画では、それぞれの被災地域と住民の「地元経済」の復興を模索し、被災者の住宅再建を求め、多くの「国民の住まいを守る全国連帯(住まい連)」代表幹事の坂庭國晴氏も、「EPAの自給」の計画を押し付けるのではなく、「地元力」を引き出す形の住宅再建が必要だ」と強調する。

坂庭 國晴氏

国民の住まいを守る全国連帯会(住まい連)代表幹事

東日本大震災

「インフラ」

多くの住宅が津波で流に襲われてきた経験がある。被災者はどこに住宅を再建するか。現在も少し高台に「集留地」という場所があり、明治や昭和の大津波後にその住宅を再建している。今回は甲種被災地に入って話を聞いた。現場では、過去に何度も津波保がやや難し面もあるが、人工地盤のような大掛かりな工事をしなくても、ある程度の造成工事を行えば高台に住宅を建設できる場所がある。高台への移転には「ミニナ」の問題もある。



賃貸空き家供給の仕組みも必要

「避難所でもミニナは、はじかりして、再建に際し、従前のミニナに「配置にも配慮すべきだ」が極力維持されるような住宅配置にも配慮すべきだ」――住宅再建は地域経済への影響も大きい。「避難所では、大工や職人も多く、いつでも工事が可能という声を聞いた。上から計画を押し付けるのではなく、地元力をできる限り生かす住宅再建が必要だ。それが疲弊した東北の建設産業の再生にもつながると思っ。東北では第1次産業と並んで建設業が経済に占める比率が高い。専門家を派遣し、地元を取り組みをサポートすることも必要だ」――被災者の住まいとして賃貸住宅も考えられる。「国土交通省は、3月末時点で、岩手、宮城、福島の3県にある賃貸住宅に供給可能な空家約1万1800戸あることを把握している。大規模災害が起きた時に備え、こうした空家をいっしょに供給できるように、グループや仕組みづくりを進めておく必要がある。多くの先進国で導入されている家賃補助制度についても、財源確保の問題はあるが、必ず被災者を対象とする制度を早急に検討し、導入すべきだ」――これまで公的住宅建設を積極する政策が長く続いたため、供給可能な空家数が少ないという問題もある。セーフティネットの一端として、公的住宅の役割はやはり大きい。軽視の姿勢を改め、政策として積極的に位置付けることが重要だ。

大震災と 日本経済の課題

⑤

識者に聞く

東日本大震災では、多くの人命が奪われ、人びとは住んでいた街も財産も根こそぎ失いました。福島第1原子力発電所の事故も加わり、多くの人々が避難所での不自由な生活を強いられています。被災者にとって生活基盤である住宅の確保は、緊急かつ最重要課題です。

つながりの重視

政府は仮設住宅の建設を始めています。仮設住宅は重要ですが、ただ造ればいいというものではありません。1995年の阪神・淡路大震災時など、これまでの震災への対応と発想を全面的に変える必

「国民の住まいを守る事 坂庭国晴さん
全国連絡会」代表幹事

要があります。

大事なことは、住民のコミュニティを重視することです。被災者がこれまで居住してきた地域・集落ごとのつながり、人間関係が保たれ、復興が継続的に行われるように十分に配慮した建設と供給を行うことです。仮設住宅には、住民が集まることが出来る集会所施設を設置することも求め

実施すべきです。

仮設住宅だけでは到底間に合いません。公共住宅や民間住宅の空き家への移住を促進すべきです。都市再生機構(UR)は、仙台市で2000戸近くの住宅削減を進めようとして、3000戸を超える空き家を持っています。民間賃貸住宅の空き家は、岩手、宮城、福島の被災3県だけで

「住まいは人権」

第一は、従来の考え方から思い切って脱皮をはかることです。新たな地域・まちづくり、国づくりをめざすという発想の転換が必要で、それを実現する政策も従来の枠を乗り越える必要があります。復興に不可欠な個人補償の抜本的な拡充などが注目の一

がいま問われています。今後その立場に立てば、新たなアイデアも生まれてくるでしょう。

第三は、住宅の再建を、まちづくりと一体に、住民が主人公の立場で進めることです。仮設住宅の場合もそうですが、もともと住んでいた地域・集落ごとのまちの再生が基本です。農業、漁業など産業の再生と結びついた地域の再建が重要です。阪神・淡路大震災の時は、地域のコミュニティを引き離す住民無視のまちづくりが進められまし

まち 一体の住宅再建

られます。

高齢者や障害者、病弱な人びとに対しては、「ケア付き仮設住宅」を供給することも

10万戸以上あります。政府つです。

は、これらの住宅を借り上げ、被災者に提供することで、自力で住宅を再建しようとする人への支援も欠かせません。

第二は、「住まいは人権であり、人間生活と福祉の基盤である」という考え方を、今後の復興の太い流れとして貫くことです。人間らしい生活のためには、なによりも住宅保障が必要であるという考え

方です。政府、自治体は、そういう視点で住宅政策を行ってきませんでした。そのこと



をどうするかが大きな課題になってきます。

(聞き手 矢守一英)

(つづく)